

## 「スポーツ・インテグリティ作業部会」の設置について

平成30年12月26日  
スポーツ政策の推進に関する円卓会議  
改訂 令和4年3月30日

### 1. 趣旨・目的

スポーツ・インテグリティの確保に向けて、スポーツ政策の推進に関する円卓会議の設置について（平成30年12月26日スポーツ庁長官決定）3（5）に基づく作業部会として「スポーツ・インテグリティ作業部会」（以下「作業部会」という）を置く。

作業部会においては、以下の事項に関する情報共有・協議を行い、円卓会議に報告する。

- (1) スポーツ庁が策定する「スポーツ団体ガバナンスコード」に基づく、中央競技団体の適合性審査に関する準備及び運用について
- (2) 独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施するモニタリング及び第三者調査支援について
- (3) スポーツ団体のガバナンスやスポーツを行う者の権利利益の保護等に關し対応を要する事項について
- (4) その他構成員が必要と認める事項について

### 2. 作業部会の構成

- (1) 作業部会は、スポーツ庁、独立行政法人日本スポーツ振興センター、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本パラスポーツ協会の長が指名する職員により構成する。
- (2) 主査は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

### 3. 会議の庶務

作業部会の庶務は、スポーツ庁競技スポーツ課が担当する。

「『スポーツ・インテグリティ作業部会』の設置について」新旧対照表

新	旧
<p>「スポーツ・インテグリティ作業部会」の設置について</p> <p style="text-align: center;">平成30年12月26日 スポーツ政策の推進に関する円卓会議 <u>令和4年3月30日 改訂</u></p>	<p>「スポーツ・インテグリティ作業部会」の設置について</p> <p style="text-align: center;">平成30年12月26日 スポーツ政策の推進に関する円卓会議</p>
<p>1. 趣旨・目的</p> <p>スポーツ・インテグリティの確保に向けて、スポーツ政策の推進に関する円卓会議の設置について（平成30年12月26日スポーツ庁長官決定）3（5）に基づく作業部会として「スポーツ・インテグリティ作業部会」（以下「作業部会」という）を置く。</p> <p>作業部会においては、以下の事項に関する情報共有・協議を行い、円卓会議に報告する。</p> <p>(1) スポーツ庁が策定する「スポーツ団体ガバナンスコード」に基づく、中央競技団体の適合性審査に関する準備及び運用について</p> <p>(2) 独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施するモニタリング及び第三者調査支援について</p> <p>(3) スポーツ団体のガバナンスやスポーツを行う者の権利利益の保護等に関し対応を要する事項について</p> <p><u>(4) その他構成員が必要と認める事項について</u></p> <p>2. 作業部会の構成</p> <p>(1) 作業部会は、スポーツ庁、独立行政法人日本スポーツ振興センター、公益財団法</p>	<p>1. 趣旨・目的</p> <p>スポーツ・インテグリティの確保に向けて、スポーツ政策の推進に関する円卓会議の設置について（平成30年12月26日スポーツ庁長官決定）3（5）に基づく作業部会として「スポーツ・インテグリティ作業部会」（以下「作業部会」という）を置く。</p> <p>作業部会においては、以下の事項に関する情報共有・協議を行い、円卓会議に報告する。</p> <p>(1) スポーツ庁が策定する「スポーツ団体ガバナンスコード」に基づく、中央競技団体の適合性審査に関する準備及び運用について</p> <p>(2) 独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施するモニタリング及び第三者調査支援について</p> <p>(3) <u>その他</u>スポーツ団体のガバナンスやスポーツを行う者の権利利益の保護等に関し<u>緊急的な対応</u>を要する事項について</p> <p>2. 作業部会の構成</p> <p>(1) 作業部会は、スポーツ庁、独立行政法人日本スポーツ振興センター、公益財団法</p>

<p>人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、<u>公益財団法人日本パラスポーツ協会</u>の長が指名する職員により構成する。</p> <p>(2) 主査は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。</p> <p>3. 会議の庶務作業部会の庶務は、スポーツ庁<u>競技スポーツ課</u>が担当する。</p>	<p>人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、<u>公益財団法人日本障がい者スポーツ協会</u>の長が指名する職員により構成する。</p> <p>(2) 主査は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。</p> <p>3. 会議の庶務作業部会の庶務は、スポーツ庁<u>参事官（民間スポーツ担当）</u>が担当する。</p>
---	---